

2022年度
一橋大学国際・公共政策大学院
専門職学位課程
春季社会人特別選考 第2次試験(小論文)問題
〔公共法政プログラム〕

受験番号 _____

日 時 2022年1月26日(水)
試験時間 10時00分～11時30分 (90分)

注意事項

- (1) 問題冊子、解答用紙及び下書き用紙には、氏名は書かないでください。
- (2) 問題冊子、解答用紙及び下書き用紙は、試験室から持ち出さないでください。
- (3) 受験票は机の上においてください。
- (4) 受験票と筆記用具、時計以外のものは机の上に出さないでください。
- (5) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (6) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (7) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとすると場合は、監督員に申し出てください。
- (8) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。

問題

令和3年6月に国家公務員法、地方公務員法等が改正され、国家公務員及び地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった（資料1、2）。

これを踏まえ、公務員の定年延長が行われる背景と、定年延長が行われた場合にどのような課題が生じるかについて、参考資料1～5を参照して述べなさい。

◆ はじめに

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号、令和3年6月11日公布）は、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員にしっかりと働いていただく環境を整備するため、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げること等を主な内容とする法律であり、令和5年4月1日から施行されます。

ここでは、その概要について御説明します。

改正法の概要

1. 定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

(ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66歳から70歳の間で人事院規則により定年を定める)

	現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～10年度	令和11年度～12年度	令和13年度～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止（定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置）

2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

① 組織活力を維持するため、管理監督職（指定職及び俸給の特別調整額適用官職等）の職員は、60歳（事務次官等は62歳）の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。

② 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

3. 60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。（役職定年による降任等をした職員の俸給は、異動前の俸給月額の7割水準）

4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援

① 60歳以後定年前に退職した者の退職手当

60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

② 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を設ける。

5. その他

・情報提供・意思確認制度が定められる。

・検察官、防衛省の事務官等についても、同様に定年の引上げ等を行う。

・施行日：令和5年4月1日

内閣人事局「国家公務員法等の一部を改正する法律改正の概要～定年の引上げ等について～」より抜粋

地方公務員法の一部を改正する法律の概要

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に以下の措置を講ずる。

I 法律の内容

1. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

○ 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入する。

・役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定める。

※ 役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本とする。

※ 職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講ずることができる。

2. 定年前再任用短時間勤務制の導入

○ 60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を導入する。

3. 情報提供・意思確認制度の新設

○ 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

II その他

給与に関する措置

○ 国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置が講じられることを踏まえ、地方公務員についても、均衡の原則（地方公務員法第24条）に基づき、条例において必要な措置を講ずるよう要請する。

・当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する。

・60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

【施行期日】令和5年4月1日

総務省「定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会（第1回）資料」より抜粋

参考資料 1

行政機関の定年退職者等及び新規再任用者等の人数について（一般職国家公務員）

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度末定員	307,229	303,340	289,253	281,798	280,816	279,770	278,619	277,750	277,605	277,678
試験採用者数	5,831	6,219	6,577	6,554	4,125	5,012	4,249	7,542	8,037	—
定年退職者等	4,430	4,348	4,410	3,879	5,400	4,828	5,392	5,340	5,985	—
新規再任用者数	629	1,110	1,147	1,530	1,953	2,111	2,418	3,072	3,064	3,821
うちフルタイム	281	435	416	524	627	710	798	1,277	1,236	1,981
うち短時間	348	675	731	1,006	1,326	1,401	1,620	1,795	1,828	1,840

(注 1) 試験採用者数及び定年退職者等は、「一般職の国家公務員の任用状況調査」(人事院)による数

(注 2) 平成 23 年度から平成 25 年度までは、新規採用抑制が行われた

(注 3) 定年退職者等は、特例定年による退職者及び勤務延長の期限到来による離職者を含む。また、平成 23 年度以前は再任用の任期満了者を含む。

(注 4) 「一般職の国家公務員の任用状況調査」は平成 27 年度の結果が最新であるため、28 年度はデータなし

(注 5) 新規再任用者数は、平成 27 年度までは実績、平成 28 年度は予定の数

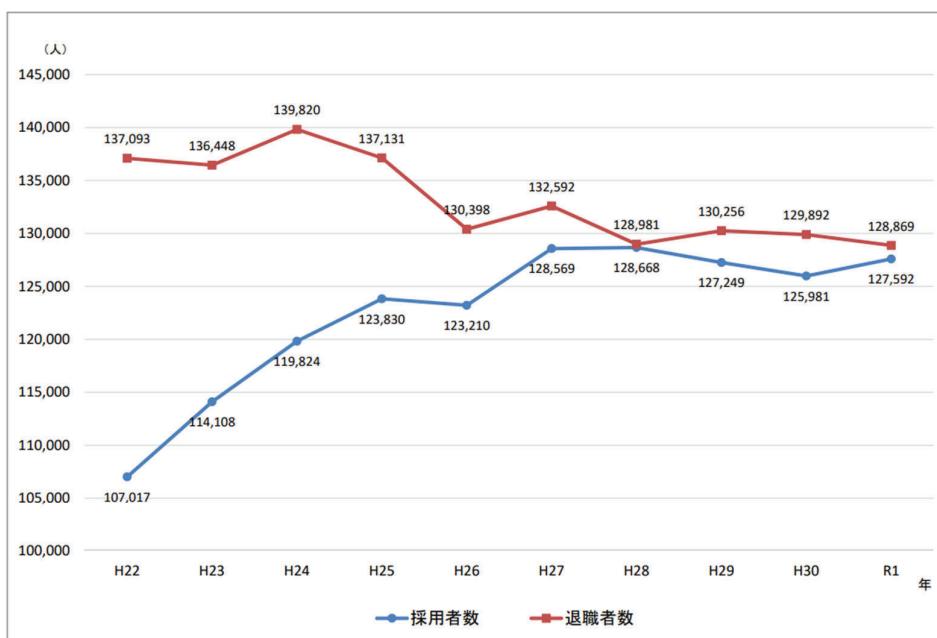
(注 6) 平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構を設立

(注 7) 平成 22 年 4 月に国立高度専門医療センターが独立行政法人化

公務員の定年の引上げに関する検討会（第 1 回）内閣人事局提出資料より抜粋

参考資料 2

地方公務員の採用者数・退職者数の推移（H22-R1）



〔「地方公務員給与実態調査」・「地方公務員の退職状況等調査」〕

総務省「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第1回）資料」より抜粋

参考資料 3

⑥ 一般職国家公務員府省別在職者数（令和2年1月15日現在）

(令和元年度一般職の国家公務員の任用状況調査)
(単位：人)

項目 府省名	在職者数		項目 府省名	在職者数	
会計検査院	1,228	(330)	国税庁	55,026	(12,635)
人事院	615	(186)	文部科学省	1,821	(497)
内閣	1,107	(187)	スポーツ庁	130	(23)
内閣法制局	75	(16)	文化庁	256	(73)
内閣府	2,448	(511)	厚生労働省	31,689	(9,823)
官内庁	998	(203)	中央労働委員会	98	(20)
公正取引委員会	796	(192)	農林水産省	14,720	(2,738)
警察庁	8,437	(891)	林野庁	4,674	(602)
個人情報保護委員会	117	(30)	水産庁	871	(115)
カジノ管理委員会	89	(15)	経済産業省	4,541	(1,259)
金融庁	1,521	(325)	資源エネルギー庁	446	(89)
消費者庁	355	(116)	特許庁	2,793	(607)
復興庁	202	(21)	中小企業庁	191	(25)
総務省	4,642	(1,053)	国土交通省	38,972	(5,443)
公害等調整委員会	33	(7)	観光庁	221	(56)
消防庁	170	(13)	気象庁	4,980	(478)
法務省	44,040	(8,947)	運輸安全委員会	173	(24)
出入国在留管理庁	5,239	(1,634)	海上保安庁	13,944	(1,068)
公安審査委員会	4	(-)	環境省	2,043	(390)
公安調査庁	1,601	(264)	原子力規制委員会	1,009	(136)
外務省	6,055	(1,822)	防衛省	25	(2)
財務省	15,998	(3,574)	計	274,393	(56,440)
検察官	2,795	(553)	行政執行法人職員	7,034	(1,894)
			合計	284,222	(58,887)

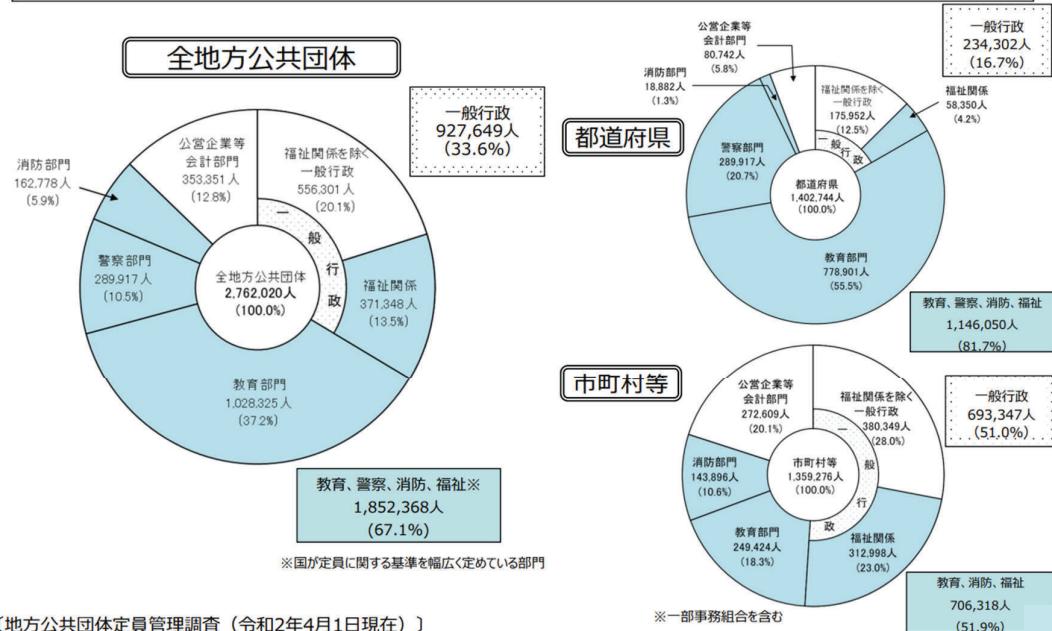
(注) 1 () 内は、女性を内数で示す。
2 在職者数は、任期付職員及び任期付研究員を含む。

人事院「令和2年度年次報告 参考資料」より抜粋

参考資料 4

地方公共団体の部門別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

- 地方公共団体の総職員数は、276万2,020人
- 国が定員に関する基準を幅広く定めている教育部門、警察部門、消防部門、福祉関係が総職員数の約2／3



総務省「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第1回）資料」より抜粋

国家公務員の雇用と年金の接続について

平成 25 年 3 月 26 日
閣議決定

国家公務員の高齢期雇用については、平成 13 年度から始まった公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の 65 歳への段階的な引上げに対応し、同年度に 60 歳定年後の継続勤務のための任用制度として新たな再任用制度が施行され、多くの職員が再任用されてきたところである。

平成 25 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう国家公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、人事院の「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」（以下「意見の申出」という。）の趣旨、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に掲げられている高年齢者雇用に係る基本的理念や事業主の責務規定の内容等を踏まえ、当面、下記のとおり、定年退職する職員（勤務延長後退職する職員を含む。以下同じ。）が公的年金の支給開始年齢（以下「年金支給開始年齢」という。）に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとすることで、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとする。

記

① （定年退職する職員の再任用）

定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、退職日の翌日、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81

条の4の規定又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第44条の4の規定に基づき、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、常時勤務を要する官職（以下「フルタイム官職」という。）に当該職員を再任用するものとする。ただし、当該任命権者は、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から再任用を希望する職員をフルタイム官職に再任用することが困難であると認められる場合又は当該職員の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、国家公務員法第81条の5の規定又は自衛隊法第44条の5の規定に基づき、短時間勤務の官職に当該職員を再任用することができる。

② (能力・実績主義と再任用しない者の要件)

再任用職員も含めた職員全体のモチベーションの維持向上と意欲と能力のある人材の最大限の活用の観点から、能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を徹底するとともに、そのための環境を整備する。再任用を希望する者が国家公務員法第38条若しくは第78条の規定又は自衛隊法第38条若しくは第42条の規定に基づく欠格事由又は分限免職事由に該当する場合には、上記①は適用しない。

③ (職務の在り方)

再任用制度の下、意欲と能力のある人材を、幅広い職域で最大限活用できるよう努めるとともに、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について、公務内で積極的に活用できる環境を整備するほか、受入れ側のニーズを踏まえつつ人事交流機会の拡大を図るなど公務内外の分野での複線型人事管理を進めていくこととする。

④ (再任用に係る任命権者間の調整)

再任用制度が適切に運用されるよう、各府省において任命権者間

での調整や情報提供に努めるものとする。

⑤ (一定の管理職を再任用する際の官職)

人事の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、本府省の局長、部長、課長等（本府省の職制上の段階の標準的な官職が局長、部長又は課長に相当するものをいう。）については、再任用職員を任用しないものとする。

⑥ (多様な働き方の選択)

多様な働き方を求める 60 歳を超える職員が、勤務時間以外の時間を活用して、希望する人生設計の実現に資するため、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を活かした活動や新たな分野での活動を行うことを希望する場合には、公務の遂行等に支障が生じない範囲内で適切な配慮を行うものとする。

⑦ (早期退職の支援)

年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、早期退職募集制度の適切な運用を図る。これに伴い、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。

⑧ (60 歳超職員の追加的増加への対応)

公務員人件費抑制の観点を踏まえつつ、希望する職員を上記①に基づき再任用することと、若手職員の安定的・計画的な確保及び人事の新陳代謝を図ることとが可能となるよう、必要な措置を講じることとする。

⑨ (人事院に対する要請)

再任用制度の下、定年退職した職員を、幅広い職域や勤務地で活

用すること等再任用職員の今後の職務や働き方の実情等を踏まえ、給与制度上の措置について必要な検討を行うよう、人事院に対し要請する。

⑩ (検証と見直し)

再任用制度の活用状況を検証するとともに、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、公務の運営状況や民間企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況を勘案し、意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討を行う。また、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員について、その職務の特殊性を踏まえ、再任用制度の運用に当たり、公務の円滑な遂行に支障が生じないよう、必要な措置の検討を行う。

⑪ (その他)

自衛官の雇用と年金の接続については、その特殊性を十分考慮した上で、本決定の趣旨に沿って必要な措置を講ずるものとする。人事院、会計検査院及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人に対しては、雇用と年金の接続のための措置について本決定の趣旨に沿って講ずるよう要請する。また、地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、本決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請する。警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条の 2 に規定する特定地方警務官の雇用と年金の接続については、各都道府県警察において、地方公務員に対する措置に準じた措置を講ずるよう要請する。

